

報告事項（1） 懇話会概要について

1. 懇話会設置の背景

別紙参照「地域コミュニティの在り方懇話会設置について」

●補足：これまでの地域協働・地域コミュニティの在り方に関連する朝来市の調査・検討経過

平成 20 年度

- ・ 第 2 次分権型社会システム検討懇話会の設置・検討結果をふまえ、「朝来市地域協働の指針」（現行）を策定 参考資料 1
 - 朝来市自治基本条例（参考資料 3）において定められている「参画と協働」、「市民自治」に関する具体的な指針として、主に協働の考え方を地域協働（区や地域自治協議会等と行政の協働）の指針を定めたもの。

平成 23—25 年度

- ・ 第 3 次分権型社会システム検討懇話会の設置・検討結果をふまえ、「朝来市地域協働アクションプラン」（平成 25 年 11 月）を策定 参考資料 2
 - 自治基本条例の理念もふまえ、現状・課題の整理とともに、朝来市の地域自治協議会の自律した地域経営のしくみづくり、行政システム改革に基づいた地域協働への取り組みを検討、方針と方策を、市民・区・各種団体、地域自治協議会、行政の別にとりまとめ、その関係性の現状と将来像について提示したもの。
 - 「朝来市地域協働アクションプラン」は懇話会の検討結果の中身を具体化した 5 年間の計画であるが、平成 29 年度に計画期間は終了。改めて行動計画を見直すことなく、現在に至っている。

令和 3 年度

- ・ 兵庫県地域再生大作戦未実施集落元気度調査及び朝来市小規模集落対策懇話会
 - 県の基準に基づき、小規模集落の現状・課題を調査・分析した。
 - その後の対策懇話会では調査結果から、区の運営に関する課題、移住と関係人口に関する取り組み、地域自治協議会の役割等について検討を行った。
 - 調査及び検討結果は令和 5 年度小規模集落ヒアリング資料 3に反映し、調査を行った。

令和 4—5 年度

- ・ 朝来市自治基本条例審議会による自治基本条例の検証と検証結果対応方針の策定 参考資料 3

- 制定後初めての条例検証を実施、「現時点での条例改正は行わない」こととした。「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」というまちづくりの基本原則は変わらない。
- 条例の基本理念等の市民・市職員への浸透、行政運営への反映、条例の検証の仕組みの確立、市民一人ひとりが多様な取り組みを实践できるまちづくりを進めること等が課題として挙げられた。

2. 懇話会の目的

自治基本条例の理念に基づき、市民協働の考え方を整理した上で、主に地域コミュニティの在り方や今後必要な支援の方法について意見を示し、「朝来市 地域協働の指針」を改定する。なお、内容には地域自治協議会と朝来市行政それぞれの在り方や取り組むべきこと、小規模集落で見られる今後の地域・生活課題への個別対応の考え方も手引き的に取りまとめ、市が指針を作成・改定する。

●主な検討事項

別紙 協議事項（1）の資料3に掲載

3. 令和6年度の懇話会等での検討の進め方

令和5年度に、小規模集落及び地域自治協議会へのヒアリング等調査を実施した。この調査結果をふまえ、懇話会及びワーキンググループ、まちづくりフォーラムを開催し、検討を進める。

1) 懇話会

- ・ 年4回（予定）
- ・ 委員を中心に 指針の案について全体で協議を行う

2) ワーキンググループ（WG）

- ・ 各WG 年3回（予定）
- ・ 委員に加えて各テーマに応じた出席者とともに具体協議を行い、懇話会へ報告する
- ・ WGテーマは本日の協議にて決定

3) まちづくりフォーラム

- ・ 地域ごとに1回 計11回開催（予定）
- ・ 自治基本条例及び指針（案）の内容を説明し、指針（案）で示される課題やテーマについて、市民（区・地域自治協議会、その他各種団体）と対話することにより出された意見を指針（案）等に反映する。また、参加者とその内容の理解を深め、次年度以降の取り組みにつなげる。

※具体スケジュールは協議事項（1）にて、案をもとに協議

地域コミュニティの在り方検討懇話会について

まちづくり協働部市民協働課

将来も地域を維持していくために必要な、地域コミュニティの在り方、行政の支援体制等について指針を策定するため、地域コミュニティの在り方検討懇話会を設置する。

1 地域コミュニティの状況

- 地域の担い手となる65歳から75歳が減少
- 75歳以上の高齢者が増加
- 小規模な行政区が増加し、集落の自治機能が低下

2 検討事項

- 行政区（区長会）と自治協議会の関係性について
例) 行政区の取り組みを自治協議会が担う仕組みづくり（交流行事、子供会行事、草刈等の維持管理等）
- 市が実施する自治協議会支援の在り方について
例) ①地域自治包括交付金額の算定方法
②地域自治協議会事務局体制の充実
③部会員等地域づくり実践者の育成
- 市が実施する伴走支援の在り方について
例) ①市職員の支援体制
②中間支援組織体制
- 地域自治協議会が使用している事務所の在り方について
例) 自治協議会の事務所の借用について、有償と無償があり不公平が生じている。

【令和5年度】

地域コミュニティの在り方検討懇話会の開催に向けた準備

①各自治協議会及び小規模集落へのヒアリング

各自治協議会及び小規模集落を対象としたヒアリングを実施し、各地域コミュニティの課題問題点を把握する

②市職員支援体制の検討

各地域自治協議会及び小規模集落に対する市職員の支援体制について検討する

③地域づくり実践者向け講座の開催

- ・地域の活動をよりよくする方法について
- ・より多くの方が地域の活動や会議に参加する方法について

④市職員向け研修会の開催

ヒアリング結果や市職員支援体制に関する情報共有

【令和6年度】

地域コミュニティの在り方や必要な支援の方法について指針を策定する

①地域コミュニティの在り方検討懇話会の設置

有識者を交えた検討懇話会を設置し、地域コミュニティの在り方や必要な支援の方法についての指針（案）を検討する

②市民を対象としたフォーラムの開催

策定した指針（案）を市民に説明し、幅広く意見を徴する